

平成22年度

第2回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成22年10月14日(木) 午後3時~

2 会 場 宇都宮市役所議会棟3階 第2委員会室

3 出席委員

被保険者代表	福田 智恵	委員	加藤 一克	委員	篠崎 文子	委員
保険医・	稻野 秀孝	委員	中澤 堅次	委員	齋藤 公司	委員
保険薬剤師代表	菊池 進一	委員	小林 豊	委員	菊地 善郎	委員
	廣田 孝之	委員				
公益代表	五月女 伸夫	委員	半貫 光芳	委員	阿久津 均	委員
	阿久津 善一	委員	井澤 清久	委員	山口 裕	委員
被用者保険代表	野中 貞明	委員				

(以上17名)

4 欠席委員

被保険者代表	金沢 力	委員	岡本 芳明	委員	井上 尉央	委員
	鹿野 順子	委員				
公益代表	江連 晴夫	委員				
被用者保険代表	手塚 寛文	委員	直井 茂	委員		

(以上7名)

5 出席職員

保健福祉部長	桜井 鉄也	保健福祉部次長	半田 秀一
保健福祉総務課総務担当主幹	川俣 浩		
保険年金課長	水沼 行博	保険年金課長補佐	長谷部 敬

管理グループ係長	野沢 努	国保給付グループ係長	黒須 正宏
国保税グループ係長	鈴木 信晴	収納グループ係長	大野 益男
滞納整理グループ係長	佐藤 雅俊	管理グループ総括主査	吉井 貴久
国保給付グループ総括主査	高橋 聰	国保税グループ総括主査	金枝 宣行
6 会議録署名人	加藤 一克 委員	中澤 堅次 委員	(議長指名)

7 付議事項

(1) 報告事項

- ・「国保アクションプラン22」の進捗状況について

(2) 協議事項

- ・課税限度額の改定について

(開会 午後3時)

【会長】 まもなく開会いたしますが、開会前に事務局から皆様に報告がありますのでよろしくお願ひいたします。

【事務局】 事務局から1件ご報告させていただきます。この度、当協議会の小林豊委員が、平成22年度栃木県国民健康保険団体連合会理事長表彰を受けることになりました。小林豊委員におかれましては、平成9年8月以来、宇都宮市国民健康保険運営協議会の委員といたしまして、本市の国民健康保険事業の発展に多大なる貢献をしてこられました。その功績が認められまして、今回の理事長表彰となったところでござります。小林委員のこれまでのご尽力に深く感謝申し上げますとともに、この場をお借りいたしまして、受彰のご報告をさせていただきます。

なお、表彰式につきましては、10月26日火曜日午後1時より宇都宮市東コミュニティセンターにて開催されます、市町村国民健康保険運営協議会委員の研修会の席

上におきまして催されることとなっております。事務局からは以上でございます。

【会長】 それでは、改めまして、平成22年度第2回「宇都宮市国民健康保険運営協議会」を開会いたします。

まず、定足数について事務局より報告お願ひいたします。

【事務局】 本協議会の定足数は24名ですが、本日出席されている委員は17名であります。宇都宮市国民健康保険規則第8条に規定する、半数以上の委員が出席されており、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

【会長】 本日の会議は、要件を満たしているとのことでございますので、会議録署名委員の選出を行います。宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、会議録に署名すべき委員は、議長の外、委員2名とし議長が会議に諮って決めることとなっております。

「加藤一克委員」と「中澤堅次委員」にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 「異議なし」の声)

【会長】 ご異議ございませんので、「加藤一克委員」と「中澤堅次委員」にお願いいたします。

それでは、早速、会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。まず、(1)の報告事項の「国保アクションプラン22」の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明が終わりました。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【委員】 事務局が一生懸命やっていただいて、加入キャンペーンで口座振替の件数も

増えていますし、私としては評価したいと思います。

また、質問があります。今まで不動産を中心に差押えていたものを、給与や預金などの債権を中心にされたということですが、こちらの件数はわかりますか。

【事務局】 本年度に関しましては30件です。

【委員】 引き続き努力していただきたいと思います。

【委員】 同じく差押えの件ですが、私は国民健康保険税が一番フットワークよく、差押えをやっていると実感しています。たいがい滞納される方は、市民税、固定資産税、それと国民健康保険税の3税ですが国民健康保険税が一番早いですね。滞納に対して相談に来ていただくためには不動産の差押えよりも、預貯金等の債権差押えが有効なことですし、取れる取れないはともかく、窓口に来ていただくきっかけとしては大切なことだという認識は持っていただきたいと思います。庁内で一番早いことは、大変評価しておりますので引き続き頑張っていただけますようお願ひいたします。

【委員】 医療費の適正化のうちジェネリック医薬品については、医療費としては重点项目で、ジェネリック医薬品使用における差額通知書の発送について検討したいということですが、検討するにあたりまして、単純にこの薬を別のこの薬にすればいくら安くなりますというように言える場合と言えない場合があります。と言いますのは、医薬分業しているところは調剤薬局でもらえますからその額が言えるのですが、医薬分業していない医療機関は結構あります。そういうところだと、今度処方箋料を別に払うことになり、そうしますと薬を変えたことによって、逆に総医療費が上がってくる場合がありますから、このところを慎重に市民の皆様に通知してほしいことと、我々医者の立場からしますとジェネリック医薬品というのは、ものによって使えるものと慎重に使わなければいけないものがあるものですから、差額通知書を出すことはかなり反論が出ると思います。

【事務局】 ただ今の貴重なご意見を元に医師会、歯科医師会とよく協議をしながら進め

てまいりたいと思います。

【委員】 今の委員のご意見、ジェネリック医薬品が安全かどうかという問題に対して少し疑問を持つところもありますので、私からも要望したいと思います。

【委員】 処方の時に、患者さんに選ぶ権利があるのですが、安全なものはどこまでなのかということを提示していかないとなりません。処方される時に、患者さんが第1希望はこれですと、ただしこれ位まではというものがあれば、いくら違うでしょうかと率直に聞くことで、差額というものが実感すると思います。何ヵ月後かに通知でかかる医療費を見てもわからないですし、払った後はあまり関心がないです。やはりもらう時です。そういう形で連携をとってもらう方が、通知する事務のコストを考えるよりも円滑です。またいつもお願いしているのですが、薬の手帳によって、重複しているものがないかとか、何錠も余計にもらってないかとか、そういうやり方がいいような気がしますので、この差額通知の発送の事務があるのであれば、薬の手帳を配ってもいいのかなと思います。薬の手帳を配布した方が、はるかに国保のサービスとしては向上するし、そういう形での医療費の適正化よりは、薬の飲み合わせの問題、ジェネリック医薬品の選択が適正かどうか、患者さんが納得してやることという形で配布していただきたいと思いますので、ご意見聞かせていただいた上でそちらは反映していただければと思います。

【委員】 ジェネリック医薬品に関しては、先生の処方箋で出せるか出せないかは決まってきますので、先生の方で配布してもいいですとなれば薬局で出せます。おそらく薬局で安全性などを見て選んでいると思います。代えた場合には必ず、先生に連絡しなくてはいけないですし、手帳等を持っていれば全部手帳に書いて出していますので、先生も手帳は必ず見なければならなくて、そういうチェックは手帳でやっています。患者さんとの話の中からでも併用薬等があれば当然チェックしなければいけませんし、どれが安全かは薬局ではそれぞれ製薬会社からデータが来ていますし、国で認め

ている医薬品なのでその辺は選んでやっていると思います。薬局でジェネリック医薬品に代えた時、どの位違うか教えてくれると思います。現場で患者さんの方から確認してもらった方が一番いいと思います。

【委員】 お医者さんによっては絶対ジェネリック医薬品を認めない人も中にはいます。そういう観点だけではいけないですが、中には、患者さんと医療機関でジェネリック医薬品を出す、出さないというトラブルはかなりあります。そういうところで差額通知を発送すると余計な混乱をまねく可能性がありますので、むしろ今の現場の活動を評価していけば、流れとしては先進国でもそうですし、ジェネリック医薬品を用いて医療費を抑制してきているという流れはあると思います。

【委員】 患者さんに言っていただくのが一番いいですね。薬局でお尋ねくださいという話が一番いいかも知れません。はっきり患者さんの方でジェネリック医薬品がほしいという意思が固まれば薬は簡単に出来ます。なかなか医師の方でそれを勧めて出すのは、代わって副作用等がおきた時を考えると、勧められておきた薬と自分がお願いした薬では、受け取られ方が違うのでやはり薬局でご相談いただくのが一番いいです。

【委員】 我々が予算を組む時、現在、財政的に国保も健保組合も厳しいので、厚労省からジェネリック医薬品を使うようPRするように努めなさい、という通達の指導を受けています。国は、成分など同じものを使って安全性が確認されているのだから、同じものだというような話をされています。実際聞いたりしますと、錠剤の形が違つたり、大きさが違つてたり、成分的には基本的に一緒なのでしょうけれど味が違つたり、後は精神的に今まで飲んでいた薬は効いたような気がするとか、逆に小さなお子様用だと飲みやすく改良されている部分もあるように聞いています。金額的に3割、多いものだと5割位違つてたりします。安全性に関しては、国が保証しているものなので一定の信頼性はあるのかなと思いますが、正直な話、ジェネリック医薬品に移行していないように思います。患者さんがお医者さんにジェネリック医薬品に

代えてくださいという申し出とかあるのでしょうか。

【委 員】 すごく少ないと思います。医者の方は薬を使う時にすごく神経質に使っています。どの薬を見ていた大いにもわかりますように何万分の一かの確率で死亡例があるとか必ず書いてあります。それを新しい薬が出て、新しい薬を処方する時に微妙に包んでいるものがわざりすると、患者さんに合うかどうかもう一回神経質にならなくてはいけなくて、なかなか医者の方からジェネリック医薬品にしましょうということができないという状況です。アメリカなどでジェネリック医薬品が多いのは、患者さんの負担がものすごく多いので医者も考えて出しているのではないかでしょうか。一番いいのは患者さんの方で言ってくださるのがいいと思います。

【委 員】 今年の4月から、また処方箋が変わりまして、処方自体は同じですが記名押印がなければ、ジェネリック医薬品に変更してもいいですよという処方箋にかわりました。あくまでも、薬局はそれをもとにして患者さんの意向を聞いていますし、薬局も必ず意思を確認してくださいという指導であります。先生の方でジェネリック医薬品に代えてもいいことになっていますが、代える意思はあるか確認しなければなりません。代えてからも、成分は同じでも効き方が違うとか、もし何かあったら途中で元に戻すこともできるということは、薬局でも話はしています。

【事務局】 たいへん貴重なご意見をいただきました。医療の現場の声、また公益代表の声、また同じ保険者の声ということでこういったもの全体を取りまとめて、さらにどういった方法がいいか検討を加えたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

【委 員】 医療機関をいくつか行く人はカルテを持ち出して行っている訳ではありませんが、唯一お薬手帳は他の医療機関の記録もわかりますし、いろいろな理由でジェネリック医薬品がいいと思う人はジェネリック医薬品が出ている訳ですから、先生もジェネリック医薬品がいいか聞く機会にもなりますので、国保の被保険者の皆さんには

非普及するような方策というものを、考えていただきますよう重ねて要望します。

【会長】 他にございませんか。

ご意見、ご質問がございませんので、次に、(2)の協議事項「課税限度額の改定について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明が終わりました。課税限度額の改定について当運営協議会の意見を求められましたので皆様にご協議いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【委員】 今年度は、市長から税率改定の諮問は受けておりませんけれども、国の方の法律が変わったことにより、今年度ある程度こちらで論議して、来年度に向けて引き上げということを念頭にした上で、今日このような形で協議なのでしょうか。

【事務局】 そのとおりでございます。

【委員】 去年、税率改定については据え置きとしました。その時に、課税限度額も据え置くという案がありましたけれども、今思えば上げておいてよかったと思います。一気に上がるのではなく段階的に上がるのでは、今年も上がって来年も上がる形だから今後の方針として、国の動きにそってやっていかないといずれ国庫補助とのかい離が出てきた時に、それを合わせる時に急激な値上がりになるので、今後の方針として宇都宮市は国の課税限度額の改定にあわせていくということを、保険者としてまず運営協議会にきちんと方針を示していかないといけないと思います。当然改定に対しては、我々に議決を求めるのでしょうかが、そういう説明がなされていませんと、なるべく税金を上げたくないと誰もが思いますが、時の経済状況に応じてとか、合意が得られないからということではいざれかい離してしまうことがあるので、説明する時にもっとストレートにやつた方がいいような気がします。いかがですか。

【事務局】 そのとおりと考えております。

【委員】 次に、エの今後の課税限度額改定の動向について、協会けんぽの最高限度額108万円まで段階的に引き上げる方針となっています。国がそうした場合には、我々は肅々と法律の範囲でやらなくてはいけませんが、協会けんぽは保険料が労使折半で半分半分ではないでしょうか。108万円のうち54万円が個人負担で、それと一緒にしていくというのは難しいことですから、保険者である宇都宮市の立場として、保険料一元化で市町村並びに個人事業主にかかるような保険制度というものを考え直してほしいことを、国に意見書を提出する時期に来ていると思います。年金の一元化と言われてますが、健康保険の方がはるかに負担は高い訳です。この部分をやっていかないといけないのですが、相変わらず国から言われる方針ですということでやつていくのはどうなのかと思います。こういう動向が出てきている以上、保険者としてこのままの制度を続けていいのでしょうか。県全体の広域になる話もありますが、そういう形では支えられないと思います。納税者番号を早く導入して、総額の中でやつていただぐとか、国保の保険者の立場として協会けんぽと共済との所得に対する負担感のギャップはこれまでいいのでしょうか。皆さん是共済ですけれども、事務局としては被保険者の立場になって、本当にこれでいいのか考えてもらわないといけません。このエの動向に関して、保険者としてどのような考え方を今後国に対して求めしていく立場なのか、是非お聞かせ願いたいと思います。

【事務局】 今、エのところで93万円というお話をございましたけれども、こちらにつきましては会社と折半した金額が93万円ということでございまして、本来であればここは186万円ということになっておりますので、こちらについては今後動向を見据えながら上げていく方針になると思います。

【委員】 そうすると協会けんぽの最高限度額は216万円に上がっていく方針でしょうか。

【事務局】 実際は折半した金額、108万円ということになります。

【委 員】 同じ所得であれば、国保と協会けんぽを比べると国保の方が安いという現状

はしばらく続くということでしょうか。

【事務局】 国保と社会保険のしくみがそれぞれ違いますし、世帯の人数とか他のものによって若干違ってきますので必ずしも国保が安いとは言えません。

【委 員】 税率改定の時必ずこの話は出てくるので、こういったことについてはある程度標準世帯というものを国は示しているのですから、標準世帯での協会けんぽと本市の国保税をあらわしていただきませんと、税金はそれぞれ違いますからとなりますと、なかなか協議できません。今後そういう時は是非、標準世帯という考え方で示していただきたい。

【委 員】 国保では医療費などが足らない場合に国から補助金をいただいているよね。

【事務局】 医療で給付した部分に対しての何%というやり方で国から来たり、あるいは県からの補助もあり、その他例えば所得が低い方に対しては税の軽減という措置があり、それに摘要になった部分についての補助などがございまして、トータルで足りないから来るというものではなくて、あらかじめ決まったルールでの中で来るということになっています。

【委 員】 課税限度額について国で決めた医療分の額が50万円で、宇都宮市では平成22年度は47万円ですが、そうした場合に、最高限度の50万円に引き上げなさいというような指導はないのでしょうか。

【事務局】 国から具体的にそうしなさいということではなくて、あくまでも解釈としては、そこまで引き上げを行うことができ、それを越えたものに関しては違反ですけれど、その範囲内であれば市町村の裁量でやっていいということになります。こちらの資料6ページのウの歳入の影響の中で、内訳として国庫補助ということで記載していますが、国から来る財政調整交付金という補助金がありますが、ここの中で算出をする時に政令で定めている限度額を基準に算出することになっています。ですので、ここで

試算約500万円と載せてありますが、宇都宮市が国が示している政令までの額まで
いっておりませんので、この500万円が入ってこないという状況になっております。

【委員】 支援をしてもらう立場からすると、最高限度額まで上げて足らないという考え方ではないとおっしゃいましたけれど、医療費をきちんと支払うためには、国全体で見ていかなければならぬものだと、社会的に見ていかなければならぬものだとという考え方があるので、最高限度額まである程度引き上げていかないと格好がつかないと思います。我々の健保組合では協会けんぽが基準になっており、健保組合でも国から補助金をいただく場合に協会けんぽの保険料率よりも低い健保組合も沢山あります、そういうところは補助金をもらえないのです。基準になるものは協会けんぽで、協会けんぽと同じか、もしくはそれ以上の保険料率に引き上げた上で、国から支援をしてもらうというような不文律がありまして、お金が足りないから、医療費が払えないから何とか財政支援をしてくださいというような形で支援してもらっても、まず自分達ができる限りのことはしなさいということになります。国の財政も厳しい状況なのでそういう意味も含めて、将来的に段階的に最高限度まで引き上げていかなければならぬかと思います。

【会長】 様々な視点からご意見をいただきましたので、ここで医療保険分及び後期高齢者支援金分の課税限度額についてお諮りいたしたいと思いますがいかかでしょうか。

【委員】 確かに協議事項でありますけれど、本日は何を決めるのか書いていない資料で、先程からどういう方針か聞いていますし、税金が上がる訳ですから、もう少し丁寧に何を決めるのかきちんと明示していただきたいと思います。課税限度額50万円まで上げる方向、47万円にとどめる方向とかいろいろあったわけですが、一通り意見をもらってないと思います。それぞれ意見があると思いますので、それを全部聞いた上でないと、いきなりどうしますかと言われても、いったい何を諮るのですか。

【会長】 医療保険分及び後期高齢者支援金分の課税限度額についてお諮りいたします
ということですから、この件について医療保険分及び後期高齢者支援金分の課税限度
額について来年度から政令どおりに引き上げるか採決したいというものです。

【委員】 これは所得に対してですか。昨年、所得600万円以上のものが対象で課税
限度額を1万円上げるということが諮られましたが、その点この所得に対していくら
の所得だったら課税限度額が50万円に上がるのか、その辺のところがわからないの
です。

【事務局】 モデルケースですけれども、大人2人子供2人加入している場合につきまし
ては、所得で690万円を超える世帯ということになります。

【委員】 今までの59万円と63万円で4万円の差があって、59万円は超えるけれ
ども63万円にはならないという部分があるではありませんか。今までの59万円で
変わらない場合、63万円の上限となる場合など色々あると思いますが、変わらない
ところはいくらですか。要は、これに影響されるのは、所得がモデルケースでいくら
からで、上限となるのはいくらか、この間というものは、63万円ではないけれども
59万円から値上がりするということを教えてもらいたいということだと思います。
こうした説明がなくていいなり690万円ですと言われても、690万円は課税限度
額の所得の下限の場合なのですよね。

【事務局】 今回影響を受ける方については、大人2人子供2人で所得は690万円です
けれども、間にいる方については申し訳ございませんがただいま資料がございません。

【事務局】 先程委員のご意見の中で、この審議会の設置目的、本来市がどのようにして
いきたいのかということですが、この運営協議会につきましては、被保険者代表、医
療代表、公益代表、被用者保険代表ということで集まっていただいて、フラットな意
見をいただきそれを集約しながら、市がどういった方向に進むか審議会方式をとっ
ていますので、宇都宮市がこうやりたいということで意見を出てしましますと、意見

がそれに集約されてしまうということで意見を出していない状況にございます。

【委 員】 昨年度、税率改定について宇都宮市は不景気だから上げないというようなことを、事務局案みたいな形で持ってきたではありませんか。今回は皆さんフラットな意見というのは、違うと思います。

【事務局】 去年の税率については諮問して答申をいただくという協議の中で、市の考え方を求められました。

【委 員】 私は課税限度額については、国に肃々と合わせて国庫補助の財政調整交付金に影響がないようにしていただければと思いますので、限度額について医療分 50 万円、後期高齢者支援金分 13 万円の方を支持したいと思います。

【会 長】 他になければ課税限度額の引き上げについてお諮りしたいと思います。

【委 員】 これでいくとどこに書いてありますか。今、委員さんがおっしゃったところは表 3 の下の部分ですか。

【委 員】 5 ページのイのところの（ア）で医療保険分改正前が宇都宮市の現状だと思います。医療保険分 47 万円と後期高齢者支援金分 12 万円を、改正後は、それぞれ 50 万円と 13 万円として合計で 63 万円になるということです。私は、50 万円、13 万円でいいと思いますと言いましたが、それ以外もしあれば現状維持なのか、それとも間の折中案をとるのか出していただき多数決で諮っていただきたいと思います。

【委 員】 国の決める限度額というのは、表 3 の地方税法施行令のところを言っているのですね。

【委 員】 来年 77 万円にまた改定になる予定があるのですね。

【委 員】 23 年度を決める訳ですよね。22 年度においても 4 万円少ない訳ですよね。

【事務局】 資料の 6 ページになるのですが、表の 3 にありますように医療保険分は宇都宮市では 47 万円、地方税法施行令では 50 万円、後期高齢支援金分は宇都宮市では

12万円、地方税法施行令では13万円、介護分はそのままでございまして、合計では69万円から73万円ということです。

【会長】 このことにつきまして多数決をとりたいと思います。課税限度額の引き上げについて賛成の方は挙手してください。

【委員】 具体的に何万円から何万円と言ってください。

【委員】 多数決をとる前にお聞きしたいのですが、現行47万円ですよね。これを一気に50万円まで引き上げるが、なぜ50万円まで引き上げなければならないのかもう一度説明していただけますか。

【事務局】 まず財源が厳しいことがございます。税収のこともありますし、政令と違いますと調整交付金が少なくなるということでございます。また、今後国が協会けんぽに合わせて上げていくということでございますので、被保険者にとっても一度に引上げることになりますと生活に影響があります。

【委員】 もう一つは、所得が高額の方に負担をかけるということですか。

【委員】 税率は6%と決まっていますから、6%で47万円まで達した方はそれまでですけれど、それ以上の方もいる訳です。3,000万円、4,000万円もらっていっても限度額の範囲で納めていただいている額を少し上げますということで、限度額にいってない方には関係ありません。

【委員】 ウにある影響を受ける世帯がありますよね。

【委員】 1世帯あたり、医療保険分に関しては47万円以上の保険税はかかりず、限度額が47万円ということで考えていいのですよね。それを、50万円に引き上げるということは、高額所得者の方が今まで47万円だったのが50万円になるということですね。

【事務局】 医療保険分を47万円から50万円に上げると、1,800人位が該当します。

【委員】 今、質問されたことに対して答えるというスタンスでやっていますが、もう少しきちんと系統立った説明をすべきだと思います。今回は、国が段階的に上げていく話です。今、現在のトータルで69万円の限度額だと、73万円という設定になっている訳ですけれど、国は来年の4月には73万円を77万円に上げるかも知れない話です。今、話しているのは来年の4月からの話です。そうしたら、今の69万円を73万円にしても、77万円が限度額になる訳です。そういうことをきちんと説明をすべきではないでしょうか。見ればわかるかも知れませんが、わかりづらいと思います。今、69万円から73万円に、来年になったら77万円にと言うかも知れません。今これだけの開きがあるので、私も73万円に賛成ということを申し上げたわけです。昨年の時は、景気も悪かったし、まず保険税収入が先であるというように申し上げたと思います。そのことは、先程申し上げましたように評価していく一生懸命にやっていますので、財源が厳しいのは時代のすう勢ですから、73万円若しくは77万円でもやむを得ないと思います。また、一律に税率を上げるということだと市民生活に大きな影響を及ぼしますが、高額所得者にかかっている部分ですから、どうにかして財源を確保しなければならないという立場からすればそれは理解できるので、そのように説明すべきだったと思います。

【委員】 税率改定を伴わない時に、課税限度額だけ上げるのは今回初めてではないでしょうか。課税限度額が政令と本市の条例でかい離していることがこのところ見えてきたということは、事務局が決めるべき話ではないのだとおっしゃいますが、我々は、今日協議してくださいという形を示していただかないと、そこは、事務局としてもう少し自覚を持っていただきたいと思います。結論ありきでいくから先程みたいに説明がないのではないかという話になると思います。財布を預かっている事務局としては、国庫補助の調整分が来ることを前提にして500万円補助としていただき損なつていると、また税収が1億2,000万円とれるのだけれどなんとかなりませんか、

皆さん考えてください、と言った方がはるかに結論出ますよ。事務局の先導にあたらないのではないかですか。逆に説明しないで、これでいいですか、悪いですかという方がはるかに結論を急いでいる感じがします。

【委員】 22年度に対する採決を取るのですか。23年度も含めてですか。

【会長】 確かに進め方が前後しているかも知れません。ですから皆さんわかりにくいうことでございますので、これは来年度から医療保険分の課税限度額については47万円を50万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額については12万円を13万円に引き上げることでいかがでしょうかということになります。

【委員】 今はもう平成22年度です。22年度の保険税を払っています。今22年度の議決をして、それからの調整分で73万円まで持っていくのか、22年度はもう関係なくてこれから23年度の話なのかわからないです。

【事務局】 こちらにつきましては、来年度の賦課の時に限度額をその額にするということでございます。今年度につきましては、もう課税をしており徴収しておりますので、途中から調整はありません。

【委員】 もう一つ、23年度は法令で77万円になる話があつて、この場で73万円に決めても4万円かい離がありますという指摘に対して、事務局は答えていないと思います。会長もこれが出ているのだから、例えばA案、B案で片方は73万円案、片方は77万円案、また、77万円については課税限度額の政令がまだ出てこないので、今回結論を出さずに3月にするとか、そのようにしていかなければならぬのに、ここで決めても政令が来た時に、宇都宮市は4万円また後追いになる課題は残ってくるのでこここのところをきちんと議論しないで、こうして結論ありきで73万円にしようとするなら、73万円や77万円と書かなければいいのではないでしようか。こういうことを繰り返すから、きちんとそちらの意向を言ってくださいと言っているのです。事務局案1号、本日の議題はこれですと、これに対する是非を皆さんに問いたい、こ

れは別に事務局誘導でも何でもないです。だめでしたらそれまでです。77万円に引き上げる案は誰にも言わされていない、採決を取りますと言わせていない、でも皆さんの中から4万円またかい離していますということの懸念は言われたけれども、それに対して答えがでていないのは、政令でまだ決まっていないからですね。だとしたら、何でこの額を決めるのですか。73万円でいいのか、77万円でいいのか、それとも69万円でいいのか、この時期に決められるものなのですか。この時期に73万円と決めたけれども年度末に政令が来たら77万円にするのですかという話だってある訳です。

【事務局】 本日の協議につきましては、現在の政令にあわせて来年度から、医療保険分の課税限度額については47万円を50万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額については12万円を13万円に引き上げていいか採決していただきたいと思います。また、政令の改正により課税限度額がさらに引き上げとなることが予想されますが、決定されましたら改めてご協議いただきたいと思います。

【委員】 課税限度額について政令の変更があった場合には、速やかに本市が反映できるように条例の改正を今後是非検討していただきたいと思います。

【会長】 それでは採決したいと思います。来年度から、医療保険分の課税限度額については47万円を50万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額については12万円を13万円に引き上げることにご異議ございませんか。

【委員】 (「異議なし」の声)

【会長】 ご異議ございませんので当運営協議会としては、来年度から医療保険分の課税限度額については47万円を50万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額については12万円を13万円に引き上げることが妥当との意見となりました。

それでは、次に(3)の「その他」に移ります。

委員の皆様から、何かございましたらよろしくお願ひします。

【委 員】 事務手続上の問題ですが、市民の方から、今まで国民健康保険でいて年齢が達したので後期高齢者になったと、国民健康保険の場合は自動引き落として手続きをとっていたのだけれど、後期高齢者になった時にはまた改めて、手続きをしないと引き落としができないという事務手続きになっているようですが、本人は国保から後期高齢者になったことで、自動的にそのまま継続して引き落としになると理解していました。そのままでした。また、書類がきましたがわかりにくい書類でしたので、そのことを改正できないか広域連合にお伝えいただければと思います。

【会 長】 なければ、事務局から何かありますか。

【事務局】 2件ご報告がございます。初めに、お手元にお配りしております「保険証への臓器提供に関する意思表示の記載について」ご説明いたします。

(資料に基づき説明)

【会 長】 事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問がございましたらお願ひします。

【委 員】 個人情報保護シールを貼る理由はなんですか。

【事務局】 個人情報の保護の観点から、臓器提供に関する意思表示がひと目でわからないようシールを貼っています。

【委 員】 ひと目ではわかりませんが、この保護シールは一度はがして、また貼れますし透けて見えます。普通こういうときはクレジットカード等に使用されている青いシールではないでしょうか。栃木県共通でしたら今さら遅いかも知れませんが、作成の時に試していないのでしょうか。

【委 員】 質としても薄いのではないのでしょうか。

【事務局】 今、ご指摘がありました個人情報保護シールにつきましては、文言は県下統一ですが、シールの色などの指定はございませんので、できるだけ見えないものを使用したいと考えております。

また、被保険者証の質でございますが、どうしても電算処理で打ち出せる厚さが、この厚さになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

【委員】臓器提供に関しては、確か、昨年位から自分の意思が記入できるようになつたと思いますが、それによって実際に臓器提供の事例というのはありますか。

【事務局】詳しくは把握していません。

【事務局】この用紙が10月からで、まだ1週間余りしかたっていませんので、まだ把握されていないかと思います。

【委員】昨年は臓器移植の意志表示カードというものを、3月の運営協議会の時に事務局から出されたので、保険証の裏になるというのはこれが初めてだという説明があつたかと思います。

【会長】他にないようですので、次の説明をお願いします。

【事務局】それでは、次に、「一部負担金の取り扱いについて」ご説明いたします。

(資料に基づき説明)

【会長】事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

ないようですので、事務局から何かありますか。

【事務局】先にご案内しております、10月26日の国民健康保険運営協議会委員の研修会にご出席される委員の方々につきましては、受付は12時からとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、事前にお申し込みをいただいている方でも参加可能でございますので、ご出席をご希望の方がいらっしゃいましたら、この後、事務局までお申し出いただけたらと思います。今回は、小林豊委員の表彰式もございますので、どうぞ多くの参加をよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、次回の会議につきましては、2月下旬の頃、開催いたしたい

と考えております。具体的な日程につきましては、決まり次第、ご案内申し上げたい
と思いますのでよろしくお願ひいたします。

【会長】 私の方からも、26日は是非皆さんのご出席よろしくお願ひいたします。

ほかに何かございますか。

ないようですので、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。

長時間熱心なご討議をいただきまして、誠にありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

(閉会 午後4時5分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会長 阿久津 善一

委員 加藤 一亮

委員 中澤 駿次